

令和 2 年

第 3 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 31 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和2年第3回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和2年3月31日(火) 午後3時26分 開会  
午後3時55分 閉会
- 2 開催場所 総合教育研究所 2階 研究室7
- 3 出席者 教育長 志田晴美  
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)  
委員 富田教代
- 4 欠席者 委員 篠崎和則  
委員 丸山陽子
- 5 説明のため出席した職員の職, 氏名  
教育部長 増子孝伸  
参事兼教育企画課長 三宅修  
参事兼幼児教育課長 鈴木功  
学校施設課長 和田英嗣
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
  - (1) 議事  
議案第14号 専決処分に対する意見について【非公開】  
議案第15号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則【公開】  
議案第16号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程【公開】  
議案第17号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程【公開】  
議案第18号 水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則【公開】  
議案第19号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則【公開】  
議案第20号 教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程及び水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程【公開】  
議案第21号 水戸市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則【公開】

## 8 会議の概要

午後3時26分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和2年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、篠崎委員、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、日程についてでございますが、本日、議案第14号 専決処分に対する意見についてを日程に追加しておりますので、御承知おき願います。

それでは、非公開とする案件について、お諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第14号につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

【議案第14号 専決処分に対する意見について：非公開】

○志田教育長 次に、議案第15号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

4ページから6ページにかけて記載してございます、新旧対照表により御説明いたします。

この度の改正の主な理由は大きく2つございます。

1つ目は、水戸市立幼保連携型認定こども園の設置に伴うもので、第2条第2項の出先機関から、常澄保育所及び内原保育所を削除するほか、別表の教育企画課の事務分掌の欄に、「幼保連携型認定こども園」を追加するものです。

2つ目は、幼児教育課に関する事務分掌について、中核市移行に伴う権限移譲で新たに生じる事務や、幼児教育・保育の無償化に伴い、必要なくなった事務などを整理したものでございます。

5ページの幼児教育課施設給付係の事務分掌などが、2つ目の理由による改正箇所であり、中核市移行に伴い県から権限移譲される保育所等の認可や認定こども園の認定に関する事務を追加しております。

なお、施行日につきましては、6ページ付則に記載のように、令和2年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第15号は可決しました。

次に、議案第16号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

9ページから11ページにかけて記載してございます、新旧対照表により御説明いたします。

この度の改正の主な理由は大きく2つございます。

1つ目は、先程の水戸市教育委員会事務局組織規則の改正と同様の理由によるもので、水戸市立幼保連携型認定こども園の設置や、幼児教育課に関する事務分掌の整理に伴い、教育企画課、学校管理課、幼児教育課の決裁事項について、令和2年度の事務内容に整合するよう見直すものでございます。

2つ目は、10ページの放課後児童課に関する項目ですが、これまで、水戸市教育委員会事務局組織規則と水戸市教育委員会事務決裁規程における、事務の項目名や記載順などが異なっていたため、水戸市教育委員会事務局組織規則にあわせて整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、11ページの付則に記載のように、令和2年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

私からいいですか。

この改正については、主に幼保連携型認定こども園に関連するものなのですよ。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 そうです。また、幼児教育課の部分につきましては、中核市移行に伴うものや、幼児教育・保育の無償化に伴うものもありまして、その事務の内容を整理したものでございます。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第16号は可決しました。

次に、議案第17号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

16ページ、17ページの新旧対照表により御説明いたします。

この度の改正の主な理由は大きく2つございます。

1つ目は、これまでの改正と同様に、水戸市立幼保連携型認定こども園の設置に伴うもので、第31条第3項第2号アに追加しております。

2つ目は、市長部局の文書取扱規程の改正にあわせた改正になっており、決裁権者の定義を第2条から第21条に移す改正、また、17ページの様式第5号の改正でございます。

なお、施行日につきましては、付則に記載のように、令和2年4月1日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第17号は可決しました。

次に、議案第18号 水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則について、御説明いたします。

この改正規則により4つの規則を改正いたしますが、理由はいずれも水戸市立幼保連携型認定こども園の設置に伴うものでございます。

改正内容の説明につきましては、21ページ以降の新旧対照表により御説明いたします。

はじめに、水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則ですが、水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員について、ほかの変則勤務の職場と同様、勤務時間の割振りや週休日、休憩時間について、特例を設けることができることとするものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

水戸市総合教育研究所条例施行規則ですが、個人研究を目的に図書資料室等を使用できる対象に、幼保連携型認定こども園に勤務する職員を加えるものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則ですが、幼保連携型認定こども園に配置する、「副園長」、「主幹保育教諭」及び「保育教諭」を職名に加えるものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

水戸市教育委員会公印規則ですが、水戸市立認定こども園長印及び園長職務代理者印を新たに調製するため、別表第1の公印の種類及び保管者、別表第2の公印のひな型及び寸法に水戸市立認定こども園に関する公印を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては、いずれも、令和2年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 24ページの表中の、教諭と保育教諭の違いはなんですか。

○志田教育長 三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 教諭につきましては、従来と同様でございます。市職員でいうと幼

稚園教諭になります。保育教諭につきましては、認定こども園は保育所と幼稚園のそれぞれの機能を持っている施設でございますが、認定こども園には「保育教諭を置くこと」とされているため、認定こども園に配置する市職員については保育教諭となります。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第18号について採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第18号は可決しました。

次に、議案第19号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則について、説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 それでは、資料27ページをお開きください。

議案第19号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則について御説明いたします。

制定の趣旨でございますが、水戸市立幼保連携型認定こども園条例第6条の規定に基づき、規則で必要な事項定めるものでございます。

主な内容でございますが、第2条において、幼保連携型認定こども園に入園する子どもやその保護者についての区分や用語の定義を定めます。

第3条において開園時間等を、第4条において休園日等を、第5条において職員について定めるとともに、第6条において事業について定めます。

施行期日は令和2年4月1日といたします。

29ページから34ページには、水戸市立幼保連携型認定こども園条例等、関係する参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しください。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○富田委員 第2条について、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもとそれぞれ規定されていますが、この子どもたちを見る教諭というのは、全てが保育教諭となるのでしょうか。

○志田教育長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 はい、全て保育教諭でございます。なお、幼保連携型認定こども園には、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を持っている職員を配置することになります。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第19号について採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第19号は可決しました。

次に、議案第20号 教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程及び水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程について、説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 それでは、資料35ページをお開きください。

議案第20号 教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程及び水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和2年4月1日から水戸市立幼保連携型認定こども園が設置されることにより、教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程の題名を改めるとともに、第1条中の幼稚園の次に、「幼保連携型認定こども園」の文言を加えるものでございます。

また、水戸市立学校財務規程につきましても、「幼保連携型認定こども園」の文言を加えるとともに、様式第4号、第5号及び第10号におきまして、「幼稚園」を「園」に改めるものでございます。施行期日は令和2年4月1日といたします。

なお、36ページから41ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しください。説明は以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第20号について採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第20号は可決しました。

次に、議案第21号 水戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 それでは、資料43ページをお開きください。

議案第21号 水戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和2年4月1日から水戸市立幼保連携型認定こども園が設置されることにより、水戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の第2条中の「幼稚園」を「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改めるとともに、様式中の「幼稚園長」を「園長」に改めます。

さらに、漢字など、文言の整理を行うものでございます。

施行期日は令和2年4月1日といたします。

なお、44ページ以降に、新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第21号について採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第21号は可決しました。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、お手元に配布してございます、次回以降の教育委員会会議等日程（案）について、御説明いたします。

ゴシック体の部分が、今回変更した日程でございます。

上から2つ目、第4回教育委員会定例会ですが、開催日を4月10日金曜日から4月9日木曜日に変更し、午後6時から水戸市役所3階教育委員会室で開催予定です。

また、欄外に記載しましたように、4月10日金曜日に開催予定の校長会・教頭会合同歓送迎会及び4月30日木曜日に開催予定のむつみ会歓送迎会は延期になりました。

説明は、以上です。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後3時55分 閉会

## 9 議決事項

議案第14号について原案可決

議案第15号について原案可決

議案第16号について原案可決

議案第17号について原案可決

議案第18号について原案可決

議案第19号について原案可決

議案第20号について原案可決

議案第21号について原案可決